令和 7年 10月 14日

伊藤忠連合健康保険組合 理事長 齋藤 一也

令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬月額(上限)について

健康保険法第47条2号の規定により、令和8年度任意継続被保険者の標準報酬月額(上限)が、「410千円(27等級)」に決定されましたので公告いたします。

なお、この決定額は、令和8年4月1日より適用されます。

以上